平成２２年（フ）第５８９号
愛知県豊田市美和町２丁目３番地　市営Ｂ―59号
債務者　吉田　幸子
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第６１０号
愛知県岡崎市渡町字大榎104番地　渡サンシャイン102
債務者　奥村　虎一
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第９４号
三重県鳥羽市鳥羽３丁目15番15号
債務者　川村　　積
1　決定年月日時　平成22年９月13日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２２年（フ）第３３号
北海道根室市西厚床75番地４
債務者　富岡　美和
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月19日午前11時30分
釧路地方裁判所根室支部

平成２２年（フ）第３９号
北海道標津郡標津町南１条東１丁目２番１号
債務者　原田　和彦
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月19日午前11時30分
釧路地方裁判所根室支部

平成２２年（フ）第４４号
北海道標津郡中標津町東30条北７丁目44番地１
債務者　益田あけみ
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月19日午前11時30分
釧路地方裁判所根室支部

平成２２年（フ）第６２２号
愛知県豊田市京ケ峰１丁目１番地１　県営７―104号
債務者　藤井リカードこと　ゴメス　リカード　フジイ
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月18日午後１時45分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第６２３号
愛知県豊田市京ケ峰１丁目１番地１　県営７―104号
債務者　藤井アマンダこと　ゴメス　アマンダ　クリスティナ　トッポ
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月18日午後１時45分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第１６３号
栃木県足利市緑町１丁目3344番地
債務者　岡村　　篤
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月15日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第１６４号
栃木県足利市緑町１丁目3344番地
債務者　岡村　妙子
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月15日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第１６５号
栃木県足利市緑町１丁目3344番地
債務者　岡村　クニ
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月15日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第１６７号
栃木県足利市大前町1344番地１
債務者　木村　久江（旧姓亀山）
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月15日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第１７１号
栃木県足利市葉鹿町719番地48　イナバハイツ202
債務者　藤井　順子（旧姓岩本）
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月22日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第２１４０号
横浜市磯子区森４丁目11番18号
債務者　石田　　薫（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２２４６号
横浜市泉区上飯田町2670番地　県営いちょう団地14棟101号、申立時の住所神奈川県大和市福田3266番地
債務者　細川　　猛
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２２７４号
横浜市戸塚区俣野町1403番地　ドリームハイツ10棟807号
債務者　由井　悦子
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部